

第2回 虐待防止委員会 要綱（報告）

日時 2022年 2月16日（水） 10時～  
場所 ゆめカフェ  
姫路市二階町79番地 レウルーラ姫路二階町1階  
参加 小坂 阪本 児島 竹上 佐野 山口 高坂  
欠席者（ 児島 ）（ 高坂 ）

役割 虐待防止委員会の役割

- (1) 虐待防止に向けた研修を推進するために、計画をたて実施していく
- (2) 虐待の未然防止のため、ヒアリング事例の分析や職員のストレスマネジメント等の取り組みを実施する
- (3) 虐待の報告を受けた場合の対応について報告を受け、改善に向けて協議をする
- (4) やむを得ず身体拘束を行う場合、また身体拘束の解消に向けての取り組み方針を協議決定する

内容 ○ 経過報告

- ① 研修の取り組み（それぞれの事業所で実施）
  - 虐待防止や人権意識を高めるための研修
  - 障害特性を理解し、適切に支援ができるような知識と技術を習得するための研修
  - 事例検討
- ② 虐待を未然に防ぐための積極的なアプローチ（それぞれの事業所で実施）
  - チェックリストによる自己点検の実施
  - ヒアリング事例の共有（事業所内で、日常的に報告できる体制）
- ③ 支援計画の見直しと「身体拘束」について
  - 「身体拘束」はしない
  - やむを得ず、「身体拘束」を行う場合
    - ・事前に、保護者との合意を元に、支援計画に記載がある場合のみ
    - 支援計画に「特記事項」として記載している
    - ・本人・他者に危険がおよぶ恐れのある場合のみ

○ 虐待防止にむけて

人権擁護の視点 障害者の人権宣言、子どもの権利条約  
児童の場合、守られるというだけでなく、発達、学習権の保障  
権利の主体、保護される・援助をもらう存在としてだけでなく  
意見を表明する権利と表明できる主体を育てる  
ケアされる存在だけでなく、ケアする存在でもある

障害者の自己決定の支援と養護者（保護者、支援者）の支援  
養護者も権利侵害・虐待をしてしまう可能性を持っている  
養護者も守られなければならないし、支援が必要である

養護者の育ち合い  
権利の主体としての障害当事者、子どもたちの主体形成

○ 今後の取り組み

虐待防止委員会の記録 と 配布

保護者支援 保護者も含めた研修の実施

別紙

1、虐待防止に向けた 研修の取り組み

**放課後等デイサービス「ゆめクラブ」**

スタッフ全体研修 1 1 月 スタッフ研修

「虐待防止規程」と虐待防止の取り組み

1 月 スタッフ研修

保護者アンケートに基づく協議

2 月 保護者面談に向けて、個別の支援計画見直し・事例検討

○虐待防止や人権意識を高めるための研修

1 月 1 9 日「障害のある子どもたちの人権擁護・虐待防止」

○障害特性を理解し、適切に支援ができるような知識と技術を習得するための研修

1 0 月 1 8 日 全国放課後連研修

「子どもの内面を共感的に理解する 職員の専門性とは」

1 月 2 8 日 全国放課後連研修

「出会いはタカラモノ 子どもから教えられたことばかり」

○事例検討

**就労継続支援事業所「ゆめ」(ゆめカフェ)**

スタッフ全体研修 2 月 1 0 日 虐待防止の意義と方法 「虐待防止規程」

権利擁護の視点

月 1 回のスタッフ研修で、支援計画の検討・事例検討を行っている

○虐待防止や人権意識を高めるための研修

1 2 月 3 日 「虐待防止の意義と方法、権利擁護の視点」

1 1 月 2 2 日 福祉施設における「身体拘束」

○障害特性を理解し、適切に支援ができるような知識と技術を習得するための研修

○事例検討

## 2、障害者の自己決定と養護者の支援

障害者の人権宣言、子どもの権利条約

権利の主体、保護される・援助をしてもらう存在としてではなく

意見を表明する権利と表明できる主体を育てる

ケアされる存在だけではなく、ケアする存在でもある

利用者（子ども）と保護者（支援者）

保護者（支援者）も権利侵害・虐待をしてしまう可能性を持っている

保護者（支援者）・ケアする人も守られなければならないし、支援が必要である

ひとりぼっちにしない